

公益財団法人日本パラスポーツ協会 役員及び職員退職手当規程

(総 則)

第1条 公益財団法人日本パラスポーツ協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 退職手当は、本会より常勤として給与を支給されている勤続期間が1年以上の役職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

なお、引続いて本会の役職員として勤務をしている場合であっても、給与の支給を停止した場合は、その時に退職したものとみなして退職手当を支給する。

(退職金の額)

第3条 退職手当の額は、職員の退職の日における本俸月額に第4条各号に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 退職手当の額を算出するにあたり、支給額100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(支給割合)

第4条 退職手当の支給割合は、次の各号による。

(1) 勤続10年までの期間については、勤続期間1年につき本俸月額の100分の100

(2) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続期間1年につき本俸月額の100分の137.5

(3) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続期間1年につき本俸月額の100分の150

(4) 勤続30年を超える期間については、勤続期間1年につき本俸月額の100分の100

2 前項に規定する者のうち、傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じ得た額とする。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 勤続期間 1 年以上 5 年以下の者 | 100 分の 60 |
| (2) 勤続期間 6 年以上 10 年以下の者 | 100 分の 75 |

(退職手当の最高限度額)

第5条 前条の規定により算出した退職手当の額が本俸月額に 55 を乗じて得た額を超えるときは、第 7 条に規定する場合を除き、本俸月額に 55 を乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、本会より給与を支給されている役員として引続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間は、本会より給与を支給される役員となった日の属する月から起算し、退職した日の属する月までの月数による。
- 3 前 2 項の規定による在職期間のうち、休職または停職により現実に職務をとること要しなかった期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前 2 項の規定により算出した在職期間から除算することができる。
- 4 前 3 項の規定により算出した在職期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第 2 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号の掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上いる場合には、その人数によって等分して支給する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。
なお、本規程に定めるほかは、国家公務員等退職手当法など国家公務員に適用される諸規程を準用する。
- 2 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日（平成 23 年 12 月 1 日）から施行する。
- 3 令和 3 年 10 月 1 日 一部変更